

ブリッジ Bridge 12月号

トレンドニュース(令和5年10月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.29倍(前月比0.00P)

「現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,840人と前年同月比9.5%減少。

新規求職申込件数:1,673人と前年同月比10.4%減少。

⇒新規求人は減少したものの、新規求職者は13か月連続で減少しており、人材確保は厳しい状況が続いています。応募者確保に向けて、求人条件を見直してみませんか?

年末年始無災害運動(2023年12月1日から2024年1月15日まで)

令和5年度年末年始無災害運動標語『健康と安全で 幸せつなぐ年末年始』

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動であり、本年度で53回目を迎える。

特に年末年始は、慌ただしい中での大掃除、機械設備の保守点検、物流の増加、積雪や凍結等、労働災害の危険が増すので、各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの順守、安全衛生保護具の点検等について、全員で取り組むことが一層重要となることから本運動を展開するものである。

目次

《お知らせ情報》

- ◆ 裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です
- ◆ 配偶者手当を見直して若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか?
- ◆ 6つの取り組みで働く人と雇用をサポート(公益財団法人産業雇用安定センター 大阪事務所)
- ◆ 12月は職場のハラスメント撲滅月間です

《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョビーズ)》

- ◆ 第40回「労働者の収入を増加させ、新たに従業員の社会保険の適用をさせた事業主に助成金が支給されるってホント?」

《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1~3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和5年10月内容)

(求人求職のバランス : 原数値)

- 新規求人数 : 9,840人 (前年同月比 : ▲ 9.5 P)
- 新規求職申込件数 : 1,673人 (前年同月比 : ▲ 10.4 P)
- 新規求人倍率 : 5.88倍 (前年同月比 : +0.06 P)

1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比▲9.5%と、減少に転じた。

(単位:人、%)

産 業 計	4年			5年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
産 業 計	10,876 6.1	9,703 1.6	9,350 11.1	11,418 5.8	10,391 5.2	10,025 5.1	10,554 5.2	9,560 0.8	10,277 5.6	9,709 ▲3.1	10,992 16.6	10,472 7.8	9,840 ▲9.5
建設業	570 ▲20.9	799 ▲17.6	554 ▲29.1	462 ▲28.0	800 ▲10.7	574 ▲26.3	464 ▲17.7	705 ▲15.2	599 ▲25.6	374 ▲40.6	660 ▲18.2	542 ▲25.3	309 ▲45.8
製造業	803 24.1	639 ▲4.8	777 32.1	797 27.7	758 6.8	855 16.3	719 38.8	728 8.8	864 14.1	704 11.7	745 15.1	741 ▲12.2	714 ▲11.1
情報通信業	743 ▲20.8	923 1.2	623 ▲30.1	680 ▲20.2	890 12.5	662 1.1	654 ▲11.9	717 ▲17.2	661 ▲6.6	641 ▲13.7	703 ▲28.6	535 ▲31.1	708 ▲4.7
運輸業、郵便業	1,032 ▲2.9	222 49.0	542 120.3	987 ▲23.1	202 ▲41.6	339 7.3	1,031 ▲11.8	490 33.9	383 ▲4.3	874 ▲18.4	375 42.0	376 ▲18.4	896 ▲13.2
卸売業、小売業	989 ▲4.0	1,116 12.4	908 3.3	1,292 31.2	1,110 14.1	1,082 25.7	1,276 43.5	940 12.7	1,257 22.4	1,183 36.9	1,308 30.8	1,131 2.7	1,087 9.9
学術研究、専門・技術サービス業	680 36.8	574 5.7	630 8.2	591 ▲6.9	610 21.8	677 8.7	642 7.5	548 7.9	654 11.4	658 ▲4.2	587 7.3	657 18.6	705 3.7
宿泊業、飲食サービス業	1,596 25.9	636 ▲11.3	435 29.5	1,707 27.3	661 2.6	510 ▲4.1	1,597 13.3	683 ▲11.8	767 43.9	1,271 ▲7.0	1,621 161.0	786 78.6	997 ▲37.5
生活関連サービス業、娯楽業	170 68.3	102 85.5	134 100.0	254 137.4	145 222.2	214 148.8	119 ▲3.3	150 100.0	167 39.2	119 4.4	141 2.9	197 ▲7.1	121 ▲28.8
教育、学習支援業	84 12.0	91 ▲28.9	124 ▲44.6	101 0.0	179 70.5	115 ▲40.1	83 ▲17.8	79 ▲25.5	171 ▲6.0	137 50.5	118 5.4	103 ▲14.2	185 120.2
医療、福祉	2,081 9.1	2,361 ▲3.7	1,949 ▲7.2	2,181 15.3	2,347 ▲1.6	2,011 ▲11.3	1,946 6.3	2,358 0.7	2,212 ▲7.9	1,822 0.6	2,423 12.3	2,285 11.0	1,881 ▲9.6
サービス業(他に分類されないもの)	1,512 1.5	1,642 8.5	2,072 68.2	1,581 ▲0.3	1,763 16.1	1,803 9.7	1,531 3.7	1,609 ▲2.4	1,669 ▲2.2	1,518 ▲0.1	1,835 13.8	1,578 ▲14.5	1,554 2.8

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は13か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は前年同月比5.8%と増加に転じた。

(単位:件、%)

全 数	4年			5年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
新規求職申込件数	1,868 ▲6.9	1,570 ▲9.5	1,427 ▲8.5	1,842 ▲12.0	1,961 ▲2.7	1,962 ▲15.1	2,260 ▲7.3	1,865 ▲5.7	1,716 ▲10.9	1,571 ▲6.6	1,665 ▲9.3	1,620 ▲11.7	1,673 ▲10.4
在職者	386 4.0	333 ▲15.7	302 ▲15.6	407 ▲31.6	581 ▲5.8	488 ▲26.7	341 ▲11.0	336 ▲8.4	346 ▲9.9	278 ▲3.5	336 ▲8.4	311 ▲15.0	262 ▲32.1
離職者	1,341 ▲3.1	1,090 ▲5.3	1,011 ▲3.7	1,303 2.4	1,231 4.1	1,317 ▲6.1	1,666 ▲10.7	1,346 ▲5.7	1,223 ▲11.1	1,163 ▲8.2	1,167 ▲11.1	1,171 ▲9.8	1,254 ▲6.5
事業主都合離職者	312 ▲27.4	258 ▲15.1	304 9.4	335 ▲2.6	310 0.6	353 ▲6.1	467 ▲21.2	346 ▲11.3	315 ▲4.8	293 ▲6.1	259 ▲19.6	271 ▲14.8	330 5.8
自己都合離職者	931 9.0	754 0.1	633 ▲9.6	876 5.8	837 8.1	872 ▲2.6	1,062 ▲4.6	896 ▲3.6	824 ▲13.7	801 ▲8.9	836 ▲7.1	839 ▲5.2	845 ▲9.2
無業者	132 ▲45.2	140 ▲22.7	108 ▲25.0	125 ▲41.6	138 ▲32.0	150 ▲33.0	247 39.5	173 ▲1.1	142 ▲11.8	127 5.0	156 7.6	132 ▲20.0	153 15.9

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含む新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。
3. 在職者以下は、パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※前月から引き続き、男女計のすべての年齢層で減少となった。

(単位:件、%)

令和5年10月 年齢	男女計		男		女	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比
年齢計(常用)	1,669	▲ 10.2	764	▲ 8.6	900	▲ 11.9
24歳以下	122	▲ 3.2	49	▲ 3.9	73	▲ 2.7
25～34歳	350	▲ 18.6	154	▲ 8.3	195	▲ 25.6
35～44歳	266	▲ 13.4	103	▲ 16.9	163	▲ 10.9
45～54歳	339	▲ 8.4	140	1.4	197	▲ 15.1
55歳以上	592	▲ 5.4	318	▲ 10.4	272	1.1

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常雇(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

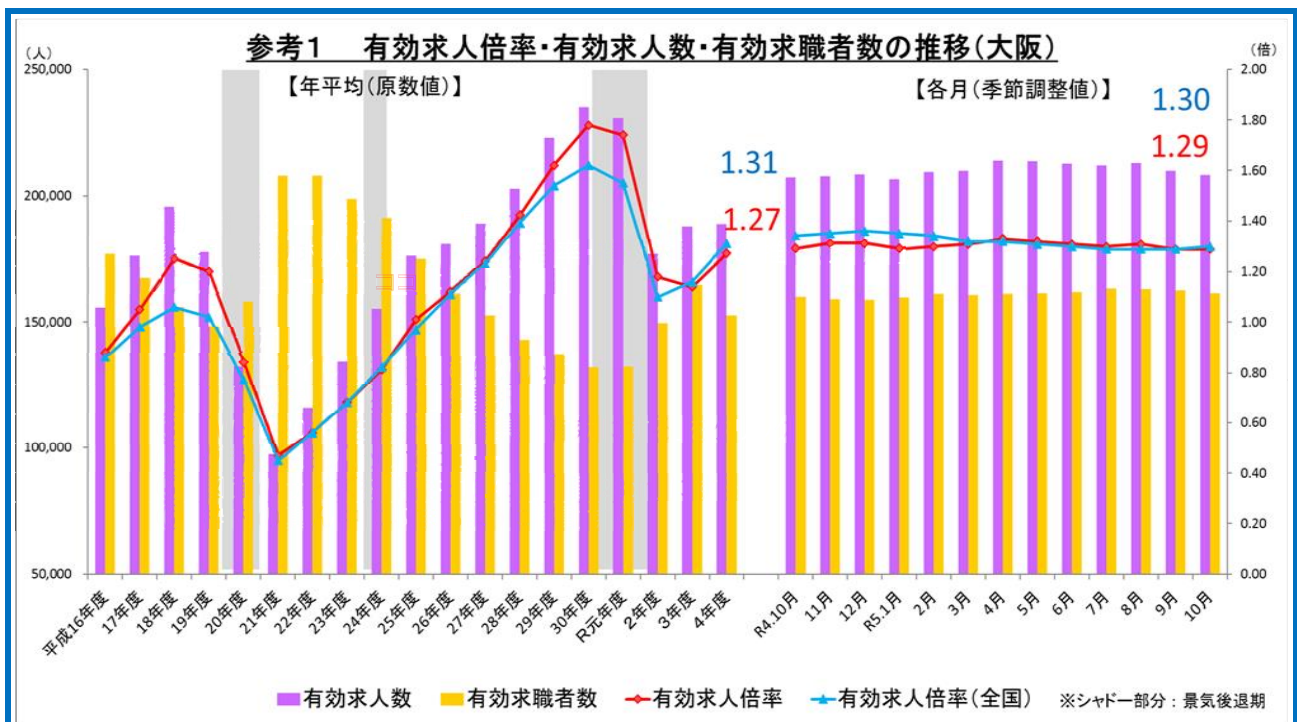
4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	4年			5年			10月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
就職件数	374	355	351	298	378	591	403
	▲ 9.4	0.9	▲ 0.8	▲ 8.3	8.3	9.9	7.8

- (注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です

2024年4月1日以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する**全ての事業場で、必ず、**

- 専門業務型裁量労働制の労使協定に下記①を追加
- 企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に下記②③④を追加後、決議に下記①②を追加し、

裁量労働制を導入・適用するまで（**継続導入する事業場では2024年3月末まで**）に労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

対応が必要な事項

① 本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める

専門型

企画型

【専門業務型裁量労働制】

- ・ 本人同意を得ることや、同意をしなかった場合に不利益取り扱いをしないことを労使協定に定める^{※1}必要があります。
(※1 企画業務型裁量労働制では、これらを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。)

【専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制】

- ・ 同意の撤回の手続きと、同意とその撤回に関する記録を保存することを労使協定・労使委員会の決議に定める^{※2}必要があります。
(※2 企画業務型裁量労働制では、同意に関する記録を保存することを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。)

② 労使委員会に賃金・評価制度を説明する

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容についての使用者から労使委員会に対する説明に関する事項（説明を事前に行うことや説明項目など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。
- ・ 対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、労使委員会に変更内容の説明を行うことを労使委員会の決議に定める必要があります。

③ 労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項（制度の実施状況の把握の頻度や方法など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。

④ 労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 労使委員会の開催頻度を6か月以内ごとに1回とすることを労使委員会の運営規程に定める必要があります。

⑤ 定期報告の頻度が変わります

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 定期報告の頻度について、労使委員会の決議の有効期間の始期から起算して初回は6か月以内に1回、その後1年以内ごとに1回になります。

その他主な留意事項

表面に記載の事項のほか、今般の改正において様々な留意事項を追加しており、例えば以下の事項があります。詳細については、改正後の「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」等をご覧ください。

- 健康・福祉確保措置としては、以下の措置から実施してください。

※下線が今回の制度改正による追加事項

(イ) 勤務間インターバルの確保

事業場の対象労働者全員を対象とする措置

(ロ) 深夜労働の回数制限

(ハ) 労働時間の上限措置（一定の労働時間を超えた場合の制度の適用解除）

(ニ) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めたその取得促進

(ホ) 一定の労働時間を超える対象労働者への医師の面接指導

個々の対象労働者の状況に応じて講ずる措置

(ヘ) 代償休日又は特別な休暇の付与

(ト) 健康診断の実施

(チ) 心とからだの健康問題についての相談窓口設置

(リ) 適切な部署への配置転換

(ヌ) 産業医等による助言・指導又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること

- (イ) から (二) までの措置、(ホ) から (ヌ) までの措置をそれぞれ1つずつ以上実施することが望ましいことに留意することが必要です。(このうち、特に把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態を踏まえ、(ハ) を実施することが望ましいとされています。)

2024年4月以降は、労使で協議のうえで、以下を協定・決議している必要があります

※下線が今回の制度改正による追加事項

専門業務型裁量労働制の労使協定

- ① 制度の対象とする業務
- ② 労働時間としてみなす時間（みなし労働時間）
- ③ 対象業務の遂行の手段や時間配分の決定等に関し、使用者が対象労働者に具体的な指示をしないこと
- ④ 対象労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための措置
- ⑤ 対象労働者からの苦情の処理のため実施する措置
- ⑥ 制度の適用に当たって労働者本人の同意を得ること
- ⑦ 制度の適用に労働者が同意をしなかった場合に不利益な取扱いをしないこと
- ⑧ 制度の適用に関する同意の撤回の手続
- ⑨ 労使協定の有効期間
- ⑩ 労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施状況、苦情処理措置の実施状況、同意及び同意の撤回の労働者ごとの記録を協定の有効期間中及びその期間満了後5年間（当面の間は3年間）保存すること

企画業務型裁量労働制の労使委員会の決議

- ① 制度の対象とする業務
- ② 対象労働者の範囲
- ③ 労働時間としてみなす時間（みなし労働時間）
- ④ 対象労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための措置
- ⑤ 対象労働者からの苦情の処理のため実施する措置
- ⑥ 制度の適用に当たって労働者本人の同意を得ること
- ⑦ 制度の適用に労働者が同意をしなかった場合に不利益な取扱いをしないこと
- ⑧ 制度の適用に関する同意の撤回の手続
- ⑨ 対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、労使委員会に変更内容の説明を行うこと
- ⑩ 労使委員会の決議の有効期間
- ⑪ 労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施状況、苦情処理措置の実施状況、同意及び同意の撤回の労働者ごとの記録を決議の有効期間中及びその期間満了後5年間（当面の間は3年間）保存すること

相談窓口のご案内

労働基準監督署

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。

▶検索ワード：労働基準監督署



働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：働き方改革推進支援センター



配偶者手当を見直して

若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか？

いわゆる「年収の壁」対策

- 今年**30年ぶりの高い水準での賃上げ**。地域別最低賃金額の全国加重平均は1,004円となった。
- 短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、**本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境作り**が大切。
- わが国では、2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題。既に、企業の人手不足感は、コロナ禍前の水準に近い不足超過となっており、**人手不足への対応は急務**。
- 当面の対応として、政府は「**年収の壁・支援強化パッケージ**」をとりまとめ、支援を開始。

詳細はこちら



「年収の壁」と配偶者手当の関係について

私たち企業の配偶者手当と「年収の壁」は何の関係があるの？



例えば、夫の会社の配偶者手当をもらうため、他社で働いている妻が、**手当受取りの収入基準を超えないように働き控え**をする場合もあるんだ。

このため、社会保障制度だけでなく、企業の配偶者手当が、いわゆる「年収の壁」として、就業調整の一因となる場合があると聞いたよ。

※配偶者のいるパートタイム労働者の就業調整の理由：
被扶養者認定基準（130万円）57.3%、被用者保険加入（106万円）21.4%、配偶者手当15.4%

なるほど。その場合、配偶者手当を見直す必要があるのかもしれないね。



そうだね。配偶者手当を見直すことは、自社の人材確保のためにも役立つよ。

配偶者手当の原資をもとに、**共働き**の方や**独身**の方、**能力開発**に積極的な方など、いろいろな方が活躍できる賃金・人事制度を改めて考えるいい機会になると思う。

配偶者手当を支給する企業は減少傾向なんだ。

働く意欲のあるすべての人が、「年収の壁」を意識することなく、その能力を十分に発揮できるような環境の整備にみんなで取り組んでいけたらいいね。

4ステップのフローチャート

賃金制度の円滑な見直しに向け、次のチャートを参考に進めてみましょう

Step 1 賃金制度・人事制度の見直し検討に着手

まずは、他社の事例※も参考に自社の案を検討

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P30をご覧ください

Step 2 従業員のニーズを踏まえた案の策定

アンケートや各部門からヒアリングを行い、自社にあった案に絞り込んでいく

Step 3 見直し案の決定

[決定の過程での留意点]

- ・ 労使での丁寧な話し合い
- ・ 賃金原資総額の維持
- ・ 必要な経過措置

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P8やP30を参考に、従業員の納得感があるものにしましょう

※留意すべき法律や判例についてはP12以降をご参考ください

Step 4 決定後の新制度の丁寧な説明

見直しの影響をうける従業員に丁寧な説明を行い、新制度を従業員の満足度向上につなげましょう

厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編



手当見直し内容の具体例

- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 基本給の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 子ども手当の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 資格手当の創設
- ・ 配偶者手当の収入制限の撤廃

など



詳細は、厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当の在り方の検討」にまとめています。



6つの取り組みで 働く人と雇用をサポート



1 離職する従業員の方の 再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。



2 人材を確保したい 企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験などのご要望を十分おうかがいした上で人材をマッチングします。



3 雇用を維持するための 在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向（雇用シェア）を活用することをサポートします。



4 社員の人材育成やキャリア アップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。



5 「キャリア人材バンク」で 高齢者の再就職をサポート

能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年内の高齢者の方も登録することができます。



6 社員のスキルアップや 研修を目的とするセミナー

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。



※上記の1～5は無料でご利用いただけます。6は有料となりますが、質が高くリーズナブルな価格でのセミナーをご提案いたします。



公益財団法人 産業雇用安定センター

雇用の問題 お悩み解決のためのサポートをします!

早期退職を募らなくてはいけなくなりました。
従業員の次の就職先を見つけたい。

一時的に社員の仕事が
なくなってしまう。
そんな時どうすればいいの?

ハラスメント防止など社員教育に課題が
あり、セミナーの必要性は感じているが、
なかなか手が回らない。

採用って難しい。
一回二回の面接では判断できない。
当社に合う方を紹介してくれたら助かるのに。

他社ではどのように
取り組んでいるのか?
他社に出向してもらって、
広い視野を持ってもらい、
当社の業務改善につなげたい。



定年を迎える社員。
能力も高く経験も豊富なのに、
引退してしまうのはもったいない。
まだまだ社会に貢献できるのに。

安心のサポート

下記の都道府県事務所にお問い合わせ下さい



産業雇用安定センターとは?



1987年(昭和62年)、労働省(当時)、日経連、産業団体などが協力して、「失業なき労働移動」を支援する公的機関として設立。以来30余年にわたり、再就職・出向などによる企業間の労働移動をサポートします。

全国の労働局・
ハローワークと連携

全国47都道府県に
事務所を設置

相談・紹介・仲介・
斡旋の費用は無料

設立以来、
24万人の再就職・
出向の支援実績

1人の求職者に一人の
コンサルタントが
マンツーマンでサポート

産業雇用安定セン
ターが、詳しくわ
かる動画は、こち
らをご覧ください。



公益財団法人

産業雇用安定センター 大阪事務所

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル4階

TEL 06-6947-7663 FAX 06-6949-4487 【ご利用時間】9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

www.sangyokoyo.or.jp

産業雇用

検索



12月は職場のハラスメント 撲滅月間です

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。NOハラスメント





労働者の収入を増加させ、新たに従業員の社会保険の適用をさせた事業主に助成金が支給されるってホント？

労働者の収入を増加させる取組を行った事業主が、雇用している短時間労働者※へ新たに社会保険の適用を行った場合、労働者1人につき最大50万円を助成します。(キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース)

(※) 下記①②両方満たす方

- ①社会保険加入日の6カ月前の日以前から継続して雇用されている
- ②社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

労働者にとって、
 ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
 ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働法
 キャラクター「ハロウ」ちゃん。

(1) 手当等支給メニュー

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に事業主に対して助成します。

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

(2) 労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して助成を行うものです。

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ※1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

★事前にキャリアアップ計画書の提出が必要です★

2024年1月31日までに取組を開始する場合：キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください。

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。
 年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料)



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

厚生労働省公式HP

フルタイムの求人求職賃金情報 2023年10月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	17,169	7,828	2.19	234	224	290
管理的職業	73	25	2.92	250	282	377
専門的・技術的職業	5,080	1,295	3.92	251	247	363
開発技術者	248	28	8.86	300	241	389
製造技術者	161	72	2.24	251	248	390
建築・土木・測量技術者	1,119	57	19.63	317	288	464
情報処理・通信技術者	1,434	240	5.98	239	237	392
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	59	19	3.11	363	275	386
保健師、助産師、看護師	410	171	2.40	279	255	314
医療技術者	185	52	3.56	245	253	317
その他の保健医療の職業	149	54	2.76	227	204	273
社会福祉の専門的職業	848	162	5.23	224	232	271
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	96	226	0.42	246	220	303
事務的職業	1,930	2,527	0.76	220	206	257
一般事務の職業	1,102	2,025	0.54	215	196	239
会計事務の職業	325	210	1.55	263	228	304
営業・販売関連事務の職業	318	161	1.98	241	213	266
販売の職業	2,941	553	5.32	282	225	285
商品販売の職業	948	162	5.85	235	204	267
販売類似の職業	316	15	21.07	350	236	300
営業の職業	1,677	376	4.46	297	232	291
サービスの職業	2,597	539	4.82	219	217	248
介護サービスの職業	1,007	135	7.46	203	221	256
保健医療サービスの職業	105	19	5.53	190	191	223
生活衛生サービスの職業	65	80	0.81	239	207	243
飲食物調理の職業	571	117	4.88	249	224	286
接客・給仕の職業	579	100	5.79	219	220	235
居住施設・ビル等の管理の職業	121	40	3.03	169	178	187
保安の職業	458	34	13.47	232	197	211
生産工程の職業	878	330	2.66	232	210	291
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	166	63	2.63	229	213	292
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	289	104	2.78	222	199	261
輸送・機械運転の職業	943	150	6.29	252	208	251
自動車運転の職業	749	105	7.13	261	211	241
建設・採掘の職業	482	46	10.48	223	232	361
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	198	21	9.43	238	227	367
電気工事の職業	115	17	6.76	205	230	353
運搬・清掃等の職業	1,768	617	2.87	209	207	219
運搬の職業	1,463	158	9.26	230	209	218
清掃の職業	204	87	2.34	180	203	220
IT関連職業合計	1,751	341	5.13	233	236	384
福祉関連職業合計	2,144	405	5.29	243	236	281
(うち介護関係)	1,591	203	7.84	212	229	267

2023年10月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	121,821	101,359	1.20	235	226	297
管理的職業	464	389	1.19	325	273	353
専門的・技術的職業	32,747	16,621	1.97	254	244	340
開発技術者	1,298	554	2.34	293	237	387
製造技術者	1,095	1,265	0.87	235	230	340
建築・土木・測量技術者	4,070	730	5.58	302	277	443
情報処理・通信技術者	7,461	2,942	2.54	273	245	443
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	404	188	2.15	366	315	405
保健師、助産師、看護師	4,429	2,092	2.12	274	260	312
医療技術者	1,932	695	2.78	254	247	299
社会福祉の専門的職業	7,115	2,150	3.31	232	237	274
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	456	2,571	0.18	229	212	292
事務的職業	10,936	28,600	0.38	217	206	256
一般事務の職業	6,385	22,938	0.28	212	200	242
会計事務の職業	1,248	2,365	0.53	230	220	294
営業・販売関連事務の職業	1,671	1,768	0.95	237	209	261
販売の職業	12,636	6,440	1.96	264	228	303
商品販売の職業	4,927	2,391	2.06	223	217	281
営業の職業	7,166	3,918	1.83	284	233	311
サービスの職業	24,585	7,674	3.20	220	222	269
介護サービスの職業	9,184	2,687	3.42	216	213	247
保健医療サービスの職業	1,176	337	3.49	202	193	225
生活衛生サービスの職業	3,295	854	3.86	223	260	314
飲食物調理の職業	6,588	1,579	4.17	238	225	284
接客・給仕の職業	2,879	1,128	2.55	223	222	276
居住施設・ビル等の管理の職業	442	423	1.04	177	191	205
保安の職業	3,508	575	6.10	194	191	211
生産工程の職業	9,967	5,122	1.95	236	212	296
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	2,733	1,129	2.42	244	213	303
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,320	1,343	1.73	225	206	265
機械組立の職業	874	580	1.51	224	211	303
機械整備・修理の職業	2,030	500	4.06	260	216	308
生産関連・生産類似の職業	1,027	1,046	0.98	237	221	328
輸送・機械運転の職業	9,745	3,040	3.21	268	229	287
自動車運転の職業	7,484	2,076	3.61	280	234	292
建設・採掘の職業	9,454	1,070	8.84	265	236	354
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,711	376	7.21	276	230	350
電気工事の職業	1,539	363	4.24	269	237	348
運搬・清掃等の職業	7,510	9,541	0.79	215	210	250
運搬の職業	4,610	2,808	1.64	235	211	249
清掃の職業	1,193	1,251	0.95	189	208	239
IT関連職業合計	9,398	4,218	2.23	261	241	417
福祉関連職業合計	20,192	6,083	3.32	242	236	276
(うち介護関係)	14,248	3,572	3.99	220	227	262

パートタイムの求人求職賃金情報

2023年10月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	10,748	4,094	2.63	1,177	1,171	1,267
専門的・技術的職業	1,267	433	2.93	1,453	1,513	1,775
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	33	22	1.50	2,500	2,034	2,600
保健師、助産師、看護師	451	111	4.06	1,655	1,705	1,855
社会福祉の専門的職業	339	94	3.61	1,093	1,203	1,354
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	73	43	1.70	1,338	1,245	1,452
その他の専門的職業	185	61	3.03	1,237	1,574	2,347
事務的職業	1,135	998	1.14	1,144	1,173	1,294
一般事務の職業	607	849	0.71	1,140	1,144	1,288
会計事務の職業	221	55	4.02	1,193	1,311	1,402
営業・販売関連事務の職業	83	23	3.61	1,282	1,143	1,231
販売の職業	718	131	5.48	1,072	1,064	1,130
商品販売の職業	675	112	6.03	1,073	1,064	1,116
営業の職業	41	17	2.41	1,064	1,115	1,338
サービスの職業	4,582	372	12.32	1,118	1,127	1,202
介護サービスの職業	1,301	88	14.78	1,117	1,219	1,365
保健医療サービスの職業	60	18	3.33	1,200	1,151	1,286
生活衛生サービスの職業	39	34	1.15	1,233	1,132	1,546
飲食物調理の職業	1,527	90	16.97	1,109	1,077	1,112
接客・給仕の職業	1,098	64	17.16	1,112	1,098	1,155
居住施設・ビル等の管理の職業	290	38	7.63	1,083	1,086	1,091
保安の職業	324	17	19.06	1,082	1,143	1,213
生産工程の職業	319	66	4.83	1,106	1,126	1,242
金属材料製造、金属加工、銲属溶接・溶断の職業	14	6	2.33	-	1,064	1,179
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	248	32	7.75	1,106	1,132	1,233
輸送・機械運転の職業	219	43	5.09	1,138	1,181	1,223
自動車運転の職業	200	34	5.88	1,073	1,185	1,227
建設・採掘の職業	17	7	2.43	1,064	1,500	1,500
運搬・清掃・包装等の職業	2,143	811	2.64	1,068	1,094	1,119
運搬の職業	201	55	3.65	1,064	1,154	1,294
清掃の職業	1,617	183	8.84	1,071	1,093	1,104
その他の運搬・清掃・包装等の職業	178	552	0.32	1,068	1,070	1,116
IT関連職業合計	144	73	1.97	1,188	1,101	1,275
福祉関連職業合計	2,028	245	8.28	1,433	1,362	1,514
(うち介護関係)	1,508	121	12.46	1,101	1,214	1,361

注)

- 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。
- 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず)です。
- 「希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 「医療技術者」とは診療放射線技師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・歯科衛生士・歯科技工士です。
- 「その他の保健医療の職業」とは栄養士・管理栄養士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などです。
- 「社会福祉の専門的職業」とは福祉相談員・保育士・介護福祉専門員などです。
- 「保健医療サービスの職業」とは看護助手・歯科助手などです。
- 「生活衛生サービスの職業」とは理容師・美容師・エステティシャン・ネイリストなどです。
- 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち有償、埋子療法士・作業療法士等を除いた任意に任用される専門的職業、ホームヘルパー、家事の介護等です。

2023年10月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	73,312	62,578	1.17	1,142	1,180	1,289
専門的・技術的職業	10,970	6,499	1.69	1,427	1,447	1,636
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	294	231	1.27	2,098	2,047	2,486
保健師、助産師、看護師	3,065	1,658	1.85	1,622	1,702	1,890
医療技術者	995	336	2.96	1,521	1,723	2,014
その他の保健医療の職業	471	295	1.60	1,172	1,324	1,542
社会福祉の専門的職業	4,407	1,578	2.79	1,149	1,205	1,318
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	342	564	0.61	1,218	1,091	1,316
事務的職業	7,070	13,389	0.53	1,121	1,138	1,256
一般事務の職業	4,764	11,395	0.42	1,115	1,127	1,236
会計事務の職業	587	715	0.82	1,169	1,247	1,439
生産関連事務の職業	445	270	1.65	1,138	1,086	1,148
営業・販売関連事務の職業	356	362	0.98	1,148	1,151	1,291
販売の職業	3,331	2,429	1.37	1,114	1,097	1,181
商品販売の職業	3,153	2,107	1.50	1,098	1,096	1,179
営業の職業	138	280	0.49	1,224	1,133	1,249
サービスの職業	29,789	6,350	4.69	1,101	1,142	1,256
介護サービスの職業	10,961	1,807	6.07	1,125	1,211	1,381
保健医療サービスの職業	1,004	244	4.11	1,123	1,140	1,252
生活衛生サービスの職業	1,153	438	2.63	1,191	1,105	1,351
飲食物調理の職業	11,019	1,733	6.36	1,078	1,083	1,138
接客・給仕の職業	3,256	895	3.64	1,100	1,100	1,204
居住施設・ビル等の管理の職業	887	530	1.67	1,064	1,075	1,080
その他のサービスの職業	1,318	671	1.96	1,082	1,106	1,202
保安の職業	2,789	394	7.08	1,096	1,116	1,178
生産工程の職業	2,734	1,371	1.99	1,114	1,099	1,208
金属材料製造、金属加工、溶接・溶断の職業	244	189	1.29	1,137	1,120	1,250
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、溶接・溶断を除く)	1,693	641	2.64	1,112	1,077	1,162
輸送・機械運転の職業	2,593	912	2.84	1,124	1,161	1,235
自動車運転の職業	2,280	710	3.21	1,112	1,157	1,232
建設・採掘の職業	255	139	1.83	1,204	1,436	2,001
運搬・清掃等の職業	13,568	13,642	0.99	1,064	1,088	1,122
運搬の職業	1,725	1,116	1.55	1,089	1,130	1,218
清掃の職業	7,637	3,048	2.51	1,054	1,082	1,103
包装の職業	804	356	2.26	1,064	1,081	1,133
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,402	9,122	0.37	1,064	1,084	1,130
IT関連職業合計	689	954	0.72	1,206	1,151	1,319
福祉関連職業合計	17,099	4,187	4.08	1,353	1,340	1,510
(うち介護関係)	13,376	2,333	5.73	1,131	1,213	1,375

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2023年10月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	1	0	43	1	TOEIC(600点～)	230	22	44	7
第三種電気主任技術者	68	5	254	33	日本語検定1級	203	24	7	5
1級電気工事施工管理技士	37	2	62	18	日本語検定3級	150	3	0	0
2級電気工事施工管理技士	20	0	70	20	日商簿記1級	123	3	15	6
一級建築士	109	8	403	90	日商簿記2級	1,830	165	279	37
二級建築士	153	17	336	45	日商簿記3級	2,088	176	400	77
1級建築施工管理技士	73	3	493	90	簿記能力検定(全経2級)	98	10	11	4
2級建築施工管理技士	63	4	354	58	運行管理者(貨物)	198	8	55	3
1級土木施工管理技士	113	4	596	174	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	85	7	15	0
2級土木施工管理技士	82	5	572	158	医療事務資格	298	33	85	13
1級造園施工管理技士	7	1	26	0	登録販売者(一般医薬品)	267	12	165	0
薬剤師	251	27	477	69	理容師	52	3	1,255	2
保健師	185	14	176	34	美容師	620	54	2,060	37
助産師	79	6	72	4	ネイリスト技能検定試験2級	46	3	24	0
看護師	2,100	175	4,843	532	ネイリスト技能検定試験3級	58	3	15	0
准看護師	468	30	2,540	322	調理師	1,346	94	2,915	433
臨床検査技師	120	15	130	20	警備員検定試験(1級)	0	0	14	0
理学療法士	132	9	811	61	警備員検定試験(2級)	5	0	16	1
作業療法士	61	2	726	57	大型自動車免許	1,186	36	1,426	38
歯科技工士	66	4	51	3	大型自動車第二種免許	401	19	671	9
歯科衛生士	257	32	507	45	普通自動車免許	33,870	2,101	3,554	268
診療放射線技師	50	0	76	10	普通自動車第二種免許	430	38	2,453	376
言語聴覚士	32	6	317	22	大型特殊自動車免許	194	11	69	2
管理栄養士	321	26	736	86	自動二輪車免許	982	41	148	8
栄養士	511	37	1,461	100	原動機付自転車免許	404	7	1,387	919
あん摩マッサージ指圧師	20	1	330	52	牽引免許	299	14	328	1
はり師	71	9	304	49	フォークリフト運転技能者	3,588	159	2,581	250
きゆう師	63	7	202	29	中型自動車免許	439	15	1,921	89
柔道整復師	92	12	310	33	中型自動車第二種免許	35	1	233	0
臨床心理士	32	3	110	20	8トン限定中型自動車免許	463	17	1,003	19
社会福祉士	263	22	1,060	121	危険物取扱者(乙種)	945	62	417	45
介護福祉士	1,797	86	7,701	664	危険物取扱者(丙種)	98	7	107	0
保育士	1,881	122	3,300	296	溶接技能者	18	2	32	1
ホームヘルパー1級	50	2	500	96	ガス溶接技能者	343	14	135	3
ホームヘルパー2級	1,488	70	5,244	418	アーク溶接技能者(基本級)	185	11	90	0
精神保健福祉士	88	10	465	70	二級自動車整備士	98	8	183	8
介護支援専門員(ケアマネージャー)	419	28	1,346	91	三級自動車整備士	76	6	215	7
介護職員基礎研修修了者	45	5	252	33	自動車検査員	35	0	62	2
福祉用具専門相談員	105	4	59	8	2級ボイラー技士	153	8	112	43
介護職員初任者研修修了者	1,048	79	9,522	893	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	117	5	57	2
介護職員実務者研修修了者	371	23	3,978	352	移動式クレーン運転士	206	11	112	2
税理士	23	3	37	5	小型移動式クレーン運転技能者	242	7	131	7
社会保険労務士	106	6	85	37	車両系建設機械(基礎工所用)運転技能者	32	0	69	0
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,427	85	1,089	58	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	117	6	185	4
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	372	24	483	55	玉掛技能者	1,246	51	834	43
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	624	32	190	46	第一種電気工事士	152	4	313	24
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	770	79	717	341	第二種電気工事士	714	49	1,107	131
管理業務主任者	83	3	34	12	足場の組立て等作業主任者	53	1	119	0
実用英語技能検定2級	723	64	64	1	1級管工事施工管理技士	38	2	98	38
TOEIC(730点～)	455	46	23	3	2級管工事施工管理技士	28	2	106	29